

2026 年 2 月 24 日

お客さま各位

投資一任契約の契約当事者 株式会社りそな銀行
投資一任契約代理店 株式会社十六銀行

十六銀行ファンドラップ投資一任契約約款、
十六銀行ファンドラップ投資一任契約 代理人特約約款および
十六銀行ファンドラップ投資一任契約 資産承継特約約款 兼
＜十六銀行ファンドラップ投資一任契約専用＞贈与契約約款の改定について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、2026 年 3 月 14 日（土）（改定日）より、十六銀行ファンドラップ投資一任契約約款、十六銀行ファ
ンドラップ投資一任契約 代理人特約約款および十六銀行ファンドラップ投資一任契約 資産承継特約約款
兼 ＜十六銀行ファンドラップ投資一任契約専用＞贈与契約約款を改定することといたしましたので、お知
らせいたします。改定内容は、下記にてご確認ください。
改定日以前より十六銀行ファンドラップ、十六銀行ファンドラップ代理人特約または十六銀行ファンドラ
ップ資産承継特約をご契約いただいているお客さまにも、改定日以降は改定後の約款を適用いたします。
改定後の約款を希望されるお客さまは、お取引店の店頭窓口にお申し出ください。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更の効力が発生する日

2026 年 3 月 14 日（土）

2. 変更の内容

十六銀行ファンドラップ投資一任契約約款改定 新旧対照表

（変更箇所は下線で示しております。）

改定後（新）	改定前（旧）
第 5 条（投資一任契約の成立） 1. 当契約は、お客さまがりそな銀行所定の方法により当契約を申込み、りそな銀行がこれを承諾した時点で成立するものとし、りそな銀行は <u>お客さまに対して</u> 遅滞なく当契約の締結に係る <u>契約締結時の情報提供を行います。</u> 2. （省略）	第 5 条（投資一任契約の成立） 1. 当契約は、お客さまがりそな銀行所定の方法により当契約を申込み、りそな銀行がこれを承諾した時点で成立するものとし、りそな銀行は遅滞なく当契約の締結に係る <u>契約締結時交付書面をお客さまに交付します。</u> 2. （省略）

第 17 条（投資信託の取引に係る契約締結時の情報提供等の省略）

組入投資信託の受益証券の販売会社は、りそな銀行がお客さまのために行った当契約に基づく投資信託の取引について、お客さまに対する契約締結時の情報提供（金融商品取引法第 37 条の 4 に基づく情報の提供をいいます。）および金融商品取引業等に関する内閣府令第 110 条第 1 項第 5 号口に定める情報提供を省略することができるものとします。ただし、法人のお客さまに対する金融商品取引業等に関する内閣府令第 110 条第 1 項第 5 号口に定める情報提供は省略しないものとします。

第 18 条（投資信託委託業を営む関係法人等が設定する投資信託の運用資産への組入れ）

1. りそな銀行は、りそな銀行の関係法人等が投資信託委託業を営む場合において、契約資産の運用上お客さまの利益に資すると判断する場合には、りそな銀行の関係法人等が設定を行う投資信託の受益証券（以下「関係法人等設定投信」といいます。）を組入れることができるものとします。なお、関係法人等設定投信の投資分野は、お客さまが当契約の申込みに際して指定した運用コース等に応じて別途明示された株式、債券、不動産投資信託（REIT）、その他資産のいずれか単一の資産クラスあるいは複数の資産クラスとします。

2.～9.（省略）

第 23 条（法令の遵守等）

りそな銀行は、当契約に定める義務の履行に際しては、当契約に定める事項のほか金融商品取引法および関係法令を遵守します。なお、法令改正により、当約款に定める引用条文の項番、文言等の変更が生じたときは、相当する改正後の法条が適用され、また、相当する改正後の法条を踏まえて当約款の文言を解釈するものとします。

第 17 条（投資信託の取引に係る契約締結時交付書面および取引報告書の交付省略）

組入投資信託の受益証券の販売会社は、りそな銀行がお客さまのために行った当契約に基づく投資信託の取引について、お客さまに対する契約締結時交付書面（金融商品取引法第 37 条の 4 に定める書面をいいます。）および取引報告書（金融商品取引業等に関する内閣府令第 110 条第 1 項第 5 号口に定める書面をいいます。以下同じ。）の交付を省略することができるものとします。ただし、法人のお客さまに対する取引報告書の交付は省略しないものとします。

第 18 条（投資信託委託業を営む関係法人等が設定する投資信託の運用資産への組入れ）

1. りそな銀行は、りそな銀行の関係法人等が投資信託委託業を営む場合において、契約資産の運用上お客さまの利益に資すると判断する場合には、りそな銀行の関係法人等が設定を行う投資信託の受益証券（以下「関係法人等設定投信」といいます。）を組入れることができるものとします。なお、関係法人等設定投信の投資分野は、お客さまが申込書において指定した運用コース等に応じて別途明示された株式、債券、不動産投資信託（REIT）、その他資産のいずれか単一の資産クラスあるいは複数の資産クラスとします。

2.～9.（省略）

第 23 条（法令の遵守）

りそな銀行は、当契約に定める義務の履行に際しては、当契約に定める事項のほか金融商品取引法および関係法令を遵守します。

<別紙>投資顧問報酬の計算方法、支払時期、支払方法 (2) 成功報酬併用型(固定報酬と成功報酬を併用する報酬タイプです) <成功報酬の計算方法> ① 計算基準日(省略) ② 計算期間(省略) ③ 計算方法(省略) ④ 成功報酬率(省略) ⑤ 徴求時期 原則として①ア.の計算基準日が属する月の翌月の第8営業日に、当契約の終了の場合は運用資産の換金手続きを開始した後当契約終了の前営業日までに、当契約の待機資金を管理する別段預金から引落します。ただし、お客さまに請求することもあります。 別段預金の残高が報酬の引落金額に不足する場合には、りそな銀行が当契約に基づき契約資産を運用した有価証券の換金を行い次第、換金により発生した金銭の中から収受します。 <u>2026年3月</u>	<別紙>投資顧問報酬の計算方法、支払時期、支払方法 (2) 成功報酬併用型(固定報酬と成功報酬を併用する報酬タイプです) <成功報酬の計算方法> ① 計算基準日(省略) ② 計算期間(省略) ③ 計算方法(省略) ④ 成功報酬率(省略) ⑤ 徴求時期 原則として①ア.の計算基準日の属する月の翌月の第8営業日に、当契約の終了の場合は運用資産の換金手続きを開始した後当契約終了の前営業日までに、当契約の待機資金を管理する別段預金から引落します。ただし、お客さまに請求することもあります。 別段預金の残高が報酬の引落金額に不足する場合には、りそな銀行が当契約に基づき契約資産を運用した有価証券の換金を行い次第、換金により発生した金銭の中から収受します。 <u>2024年11月</u>
---	--

十六銀行ファンドラップ投資一任契約 代理人特約約款改定 新旧対照表

(変更箇所は下線で示しております。)

改定後(新)	改定前(旧)
十六銀行ファンドラップ投資一任契約代理人特約約款(以下「本特約約款」といいます。)は、十六銀行ファンドラップ投資一任契約約款(以下「約款」といいます。)に基づく十六銀行ファンドラップ投資一任契約(以下「当契約」といいます。)を締結されたお客さまが、当契約に係る代理人を指定し、りそな銀行との合意の下、当該代理人に自らの代わりに当契約に係る行為の一部を行わせるために必要な十六銀行ファンドラップ投資一任契約代理人特約(以下「本特約」といいます。)の内容を定めたものです。 本特約約款に定めのない事項は、約款の定めが適用されます。	十六銀行ファンドラップ投資一任契約代理人特約約款(以下「本特約約款」といいます。)は、<u>別途交付した</u>十六銀行ファンドラップ投資一任契約約款(以下「約款」といいます。)に基づく十六銀行ファンドラップ投資一任契約(以下「当契約」といいます。)を締結されたお客さまが、当契約に係る代理人を指定し、りそな銀行との合意の下、当該代理人に自らの代わりに当契約に係る行為の一部を行わせるために必要な十六銀行ファンドラップ投資一任契約代理人特約(以下「本特約」といいます。)の内容を定めたものです。 本特約約款に定めのない事項は、約款の定めが適用されます。

第2条（本特約の成立） 本特約は、お客さまがりそな銀行所定の方法により本特約を申込み、りそな銀行がこれを承諾した時点で成立するものとし、りそな銀行は<u>お客さまに対して</u>遅滞なく本特約の締結に係る所定の<u>情報提供を行います</u>。本特約の成立について、りそな銀行から代理人への通知はしないものとします。お客さまは、本特約の成立を代理人に対し通知し、代理人に本特約を遵守させるものとします。 <別紙>投資顧問報酬（代理人特約報酬）の計算方法、支払時期、支払方法 （省略） <u>2026年3月</u>	第2条（本特約の成立） 本特約は、お客さまがりそな銀行所定の方法により本特約を申込み、りそな銀行がこれを承諾した時点で成立するものとし、りそな銀行は遅滞なく本特約の締結に係る所定の<u>書面をお客さまに交付します</u>。本特約の成立について、りそな銀行から代理人への通知はしないものとします。お客さまは、本特約の成立を代理人に対し通知し、代理人に本特約を遵守させるものとします。 <別紙>投資顧問報酬（代理人特約報酬）の計算方法、支払時期、支払方法 （省略） <u>2024年11月</u>
---	---

十六銀行ファンドラップ投資一任契約 資産承継特約約款 兼

<十六銀行ファンドラップ投資一任契約専用> 贈与契約約款改定 新旧対照表

（変更箇所は下線で示しております。）

改定後（新）	改定前（旧）
十六銀行ファンドラップ投資一任契約資産承継特約約款 兼 <十六銀行ファンドラップ投資一任契約専用> 贈与契約約款（以下「本特約約款」といいます。また、本特約約款の定めを「本特約」といいます。）は、十六銀行ファンドラップ投資一任契約約款（以下「約款」といいます。）に基づく十六銀行ファンドラップ投資一任契約（以下「ファンドラップ投資一任契約」といいます。）を締結されたお客さま（以下「贈与者」といいます。）が、贈与者の死亡時に、贈与者が株式会社りそな銀行（以下「りそな銀行」といいます。）との間で締結したファンドラップ投資一任契約（以下「贈与者ファンドラップ投資一任契約」といいます。）の運用資産（ファンドラップ投資一任契約に基づき契約資産（お客さまからりそな銀行がお預りした金銭をいいます。以下同じ。）を運用した有価証券および待機資金（第6条第1項に定義します。）をいいます。以下同じ。）を自らが指定する推定相続人（贈与者について相続が開始した場合に相続人となるべき者をいいます。）1名（以下「受贈者」といいます。）	十六銀行ファンドラップ投資一任契約資産承継特約約款 兼 <十六銀行ファンドラップ投資一任契約専用> 贈与契約約款（以下「本特約約款」といいます。また、本特約約款の定めを「本特約」といいます。）は、<u>別途交付した</u>十六銀行ファンドラップ投資一任契約約款（以下「約款」といいます。）に基づく十六銀行ファンドラップ投資一任契約（以下「ファンドラップ投資一任契約」といいます。）を締結されたお客さま（以下「贈与者」といいます。）が、贈与者の死亡時に、贈与者が株式会社りそな銀行（以下「りそな銀行」といいます。）との間で締結したファンドラップ投資一任契約（以下「贈与者ファンドラップ投資一任契約」といいます。）の運用資産（ファンドラップ投資一任契約に基づき契約資産（お客さまからりそな銀行がお預りした金銭をいいます。以下同じ。）を運用した有価証券および待機資金（第6条第1項に定義します。）をいいます。以下同じ。）を自らが指定する推定相続人（贈与者について相続が開始した場合に相続人となるべき者をいいます。）1名（以下

に贈与するために必要な贈与者ファンドラップ投資一任契約の特約を定め、かつ、贈与者と受贈者の間の死因贈与契約の内容を定めたものです。 贈与者ファンドラップ投資一任契約に関する事項のうち本特約約款に定めのない事項は、約款の定めが適用されます。 第2条（本特約の成立） 1. 贈与者および受贈者が連名で、りそな銀行所定の方法により本特約を申込み、りそな銀行がこれを承諾した場合、受諾書（<u>受諾書記載事項を記録した電磁的記録を含みます。</u>）に記載または記録された適用日に本特約が成立するものとし、りそな銀行は<u>贈与者に対して</u>遅滞なく本特約の成立に係る所定の<u>情報提供を行います</u>。贈与者は、本特約の当事者として、かつ、受贈者のために、本特約の成立に係る所定の<u>情報提供</u>を受けるものとし、受贈者から求めがあれば、当該<u>情報</u>を受贈者に<u>提供</u>します。 2.～3.（省略） 第20条（協議事項） （省略） <u>2026年3月</u>	「受贈者」といいます。）に贈与するために必要な贈与者ファンドラップ投資一任契約の特約を定め、かつ、贈与者と受贈者の間の死因贈与契約の内容を定めたものです。 贈与者ファンドラップ投資一任契約に関する事項のうち本特約約款に定めのない事項は、約款の定めが適用されます。 第2条（本特約の成立） 1. 贈与者および受贈者が連名で、りそな銀行所定の方法により本特約を申込み、りそな銀行がこれを承諾した場合、受諾書<u>記載の</u>適用日に本特約が成立するものとし、りそな銀行は遅滞なく本特約の成立に係る所定の<u>書面を贈与者に交付します</u>。贈与者は、本特約の当事者として、かつ、受贈者のために、本特約の成立に係る所定の<u>書面の交付</u>を受けるものとし、受贈者から求めがあれば、当該<u>書面の写し</u>を受贈者に<u>交付</u>します。 2.～3.（省略） 第20条（協議事項） （省略） <u>2024年11月</u>
---	--

以上